

徳島県公立学校教職員組合慶弔規定

第1条 この規定は、組合員及びその家族に、慶弔に関する出来事があったとき、組合として慶弔の意を表すことを目的として必要な事項を定めるものとする。ただし、臨時的任用職員等の組合員については、雇用形態等に応じて個別に対応することとする。

第2条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 結婚祝金の給付
- (2) 出産祝い金の給付
- (3) 病気見舞金の給付
- (4) 死亡時の弔慰に関すること

第3条 給付は本人又は本人の所属する分会代表者が請求をすることとし、分会代表者又は、各教組委員長の証明により支給する。

第4条 組合員が結婚したときは結婚祝金として5,000円をおくり慶賀の意を表する。

第5条 組合員もしくはその配偶者が出産したときは組合員に出産祝い金として5,000円をおくる。

第6条 組合員が傷病により1か月以上の療養を要すると認められるときは病気見舞金として5,000円をおくる。

第7条 死亡時

- (1) 組合員が死亡したときは香典10,000円と花輪一基をその遺族におくり弔慰を表すと共に、後日、団体生命によって支払われた弔意金を遺族におくる。なお、保険の支払い要件に該当しない場合については、後日、一般会計より30万円の弔意金を遺族におくる。
- (2) 組合員の生計を一にする一親等及び生計を一にしない実父母又はそれに準ずる者が死亡したときは香典5,000円と花環一基をおくり弔慰を表する。ただし、場合によっては花環に代わる品をおくることができる。また、家族葬の場合は、香典5,000円をおくり弔慰を表する。

第8条 本規定に定める以外に特別な弔慰を要すると判断されるときはその都度協議して決める。

付 則

- 1 この規定は昭和57年4月1日より実施する
- 2 この規定は昭和59年6月9日一部改定
- 3 この規定は昭和61年6月14日一部改定
- 4 この規定は平成6年6月11日一部改定
- 5 この規定は平成14年6月8日一部改定し、平成14年4月1日より効力をもつ
- 6 この規定は平成16年6月13日一部改定し、平成16年7月1日より効力をもつ
- 7 この規定は平成17年6月12日一部改定
- 8 この規定は平成18年6月11日一部改定
- 9 この規定は平成29年6月10日一部改定
- 10 この規定は平成30年2月23日一部改定し、平成30年4月1日より効力をもつ
- 11 この規定は令和2年2月20日一部改定し、令和2年4月1日より効力をもつ
- 12 この規定は令和7年5月31日一部改定し、令和7年4月1日より効力をもつ